

バイク・軽自動車などの廃車や名義変更は3月末までに

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の登録所有者に課税されます。廃車、譲渡などにより、すでに車両を所有していない場合でも、手続きをしない限り軽自動車税(種別割)は引き続き課税されます。4月2日以降に各届出先で手続きをしても、月割課税制度ではないため、その年度分の税金が課税されますので、3月末までに手続きをしてください。

なお、3月は窓口が大変混雑しますので、日にちに余裕を持って手続きをしてください。

●手続きが必要となる場合

- ①車両を譲渡した ②現在未使用で放置している ③盗難被害に遭った ④所有者が死亡した など

●届出先

車 種	届 出 先
原動機付自転車 (排気量125cc以下)	税務課 養老町高田798番地 ☎32-1103
小型特殊自動車 (農耕作業用トラクター、フォークリフト等)	
軽二輪 (排気量125ccを超え250cc以下のもの)	中部運輸局 岐阜陸運支局 岐阜市日置江2648番地の1 ☎050-5540-2053
二輪小型自動車 (排気量が250ccを超えるもの)	
軽自動車 (排気量が50ccを超える三輪・四輪車)	軽自動車検査協会 岐阜事務所 羽島市福寿町千代田三丁目83番地 ☎050-3816-1775

※届出に必要なものについては各届出先に問い合わせてください。

☎税務課 ☎32-1103

養老町高齢者公共交通利用支援事業

高齢者が運転免許証を返納等したあとの外出時の移動手段として、鉄道利用を支援するため、養老鉄道の回数券を交付します(1人1回限り)。

○対象者

- 次の項目全てに該当する人
- ①養老町に住居登録をしている人
 - ②65歳以上の人(運転経歴証明書の交付日において)
 - ③公安委員会が交付する運転経歴証明書の交付を受けており、その交付日が令和2年4月1日以降である人
 - ④運転経歴証明書の交付の日から起算して1年以内である人

○支援内容

養老鉄道回数券マイレールチケット21(210円区間)
1冊の交付
※回数券は210円券×21枚つづり

○申請に必要なもの

- ・運転経歴証明書
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)

詳しくは、交通係までお問い合わせください。

☎建設課 ☎32-5081

養老町子育て世代公共交通利用支援事業

子育て世代を対象として、鉄道の利用機会の創出を支援するため、養老鉄道の回数券を交付します(1世帯につき年1回)。

○対象者

- ・養老町に住居登録をしている未就学児とその保護者等

○支援内容

- ・養老鉄道回数券マイレールチケット21(210円区間)の交付
- 未就学児が2人までの世帯 1冊
- 未就学児が3人以上の世帯 2冊
- ※回数券は210円券×21枚つづり

○申請に必要なもの

- ・保護者等の住所が確認できる書類(運転免許証、健康保険証 など)
- ・未就学児の住所および年齢が確認できる書類(健康保険証、医療受給者証 など)
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)

詳しくは、建設課までお問い合わせください。

☎建設課 ☎32-5081